

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 業務用冷蔵庫

今月号も、協会への相談事例を紹介します。
事務所の解体を依頼されたが、大きな業務用の冷蔵庫があります。業務用の冷蔵庫はどのように処理すればいいですか。

《協会からの助言！》

業務用冷凍空調機器を廃棄するときは、栃木県において登録を受けた第一種フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼しなければなりません。

第一種フロン類充填回収業者は、業務用冷凍空調機器からフロン類を回収し、フロン類破壊業者又はフロン類再生業者へ引渡します。具体的には、栃木県ホームページに、登録番号、事業者名、代表者名（法人の場合）、登録年月日、有効期限、事業所名、所在地、電話番号及び充填回収するフロン類の種類について公開しています。

第一種フロン類充填回収業者登録簿については、環境保全課でも閲覧が可能です。

◎連絡先；栃木県環境森林部環境保全課大気環境担当 TEL028-623-3188 Fax028-623-3138
Email : kankyo@pref. tochigi. lg. jp

(参考) フロン排出抑制法よくある質問 (Q&A)

- Q 1. 第一種フロン類充填回収業の登録をしたいのですが、申請書はどこで入手できますか？
A 1. 栃木県公式ホームページの「栃木県電子申請システム（外部サイトへリンク）」に掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。登録（更新）申請書の他、変更届出書、廃業等届出書、充填回収量報告書の様式も掲載しています。
- Q 2. 第一種フロン類充填回収業の更新登録は、何ヶ月前から受付できますか。
A 2. 3ヶ月前から受付しています。
- Q 3. 会社が合併により、消滅してしまいました。手続きはどうしたらよいですか？
A 3. 消滅した会社の登録について、廃業届の手続きが必要になります。また、新設合併の場合や、消滅した会社を吸収合併した会社で登録をしておらず、合併後にフロン類充填回収業を行おうとする場合は、新規登録の手続きが必要になります。
- Q 4. 家庭で業務用のエアコンを使用している場合には、フロン排出抑制法の対象になりますか？
A 4. 使用場所に関わらず、業務用の機器かどうかで判断しますので、フロン排出抑制法の対象になります。逆にオフィス等で家庭用の機器を使用している場合には、家電リサイクル法の対象になります。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。